

○ 財務省告示第三百二十九条第十一項の規則（平成十一年大蔵省行二令第六号）第五条第十二項並第六号、昭和二年十月十一日施行する。政府短期証券（第七百十九回）

二 一 行二令第六号（政財務省告示第三百二十九条第十一項の規則（平成十一年大蔵省行二令第六号）第五条第十二項並第六号、昭和二年十月十一日施行する。政府短期証券（第七百十九回）

の法發号名稱及び根拠記

三 二 一 行二令第六号（政財務省告示第三百二十九条第十一項の規則（平成十一年大蔵省行二令第六号）第五条第十二項並第六号、昭和二年十月十一日施行する。政府短期証券（第七百十九回）

の法律及の項及び根拠記

四 三 二 一 行二令第六号（政財務省告示第三百二十九条第十一項の規則（平成十一年大蔵省行二令第六号）第五条第十二項並第六号、昭和二年十月十一日施行する。政府短期証券（第七百十九回）

用振替法の適

四 三 二 一 行二令第六号（政財務省告示第三百二十九条第十一項の規則（平成十一年大蔵省行二令第六号）第五条第十二項並第六号、昭和二年十月十一日施行する。政府短期証券（第七百十九回）

發行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十一年十二月七日より告示する。政府短期証券（第七百十九回）

る参て札發による發行に以下競争は受けけるも日本銀行の競争して行とし。その規定

も加、と行「といふ（以下札わする。その規定

の者財同「といふ（以下札わする。その規定

にご務時「といふ（以下札わする。その規定

よと大に「といふ（以下札わする。その規定

るに臣行「といふ（以下札わする。その規定

発応がわ「といふ（以下札わする。その規定

行募各れ及「といふ（以下札わする。その規定

へ限國るび価格競い入の規

以度債入価格競い入の規

下額市札格競い入の規

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
五 万 円	円 四 七 一 千 十 兆 二 八 八 百 万 千 六 七 七 十 千 百 八 百 五 億 円 三 八 百 三 百 六 万 四 千 六 百	額 億 額 面 七 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 一 兆 二 八 千 百 六 三 百 三 十 三 億 円	込 募 各 当 も 各 申 み 限 国 度 の 債 売 の 市 場 の 額 範 特 を 圈 別 割 内 参 加 に 申 お 者 て い ご て と て い ご 申 応	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 発 別 行 参 一 加 と 者 い う 第 割 高 い 非

